

## 特設ショップで販売する「とよたの手土産」 募集要領

### 1. 目的

令和8年9～10月に開催されるアジア競技大会・アジアパラ競技大会を契機に、豊田市を訪れる国内外の来訪者に対し、地域の魅力を伝える「とよたの手土産」を広く周知・提供することを目的とする。

本事業では、当市の魅力を伝えるインパクトの大きい手土産を募集・選定し、大会期間中に豊田市駅前特設イベント会場に設置する特設ショップでの販売及びプロモーションを通じて、①手土産を通じた来訪者の満足度向上②地域ブランド向上・魅力発信③商品の認知度向上・販売促進を図る。

### 2. 事業概要

#### (1)実施内容

アジア・アジアパラ競技大会開催期間中、来訪者の集積が見込まれる豊田市駅前特設イベント会場において、「とよたの手土産」を集めた特設ショップを開設し、選定された商品を販売する。

#### (2)販売形態

- ・委託販売
- ・販売手数料なし

#### (3)販売場所

豊田市駅前特設イベント会場(予定)

### 3. 募集対象事業者

#### (1)募集対象

次の要件をすべて満たす事業者を対象とする。

- ・豊田市内に本社または主たる事業所を有する法人または個人事業者
- ・食品営業許可を有していること
- ・食品表示法、食品衛生法等の関係法令を遵守していること
- ・主催者との連絡調整および販売運営に誠実に協力できること

#### (2)応募できない者

次のいずれかに該当する場合は、本募集への応募はできない。

- ・関係法令等に違反し、またはそのおそれがあると認められる者
- ・国税または地方税を滞納している者
- ・過去に重大な行政処分を受け、その処分期間が終了していない者
- ・申請内容に虚偽の記載があった者、または提出書類に著しい不備がある者
- ・暴力団員、暴力団関係者、またはこれらと密接な関係を有すると認められる者
- ・公序良俗に反する事業活動を行っている、またはそのおそれがある者
- ・本事業の趣旨および運営方針に賛同しない、または協力が得られないと主催者が判断した者

#### 4. 募集対象商品

本事業において募集する商品は、次の条件をすべて満たすものとする。

##### (1)商品区分・形態

- ・常温での保管・販売が可能な食品(主に菓子類を想定)
  - ・持ち帰りを前提とした「手土産」として適した商品
  - ・既存商品、新商品またはリニューアル商品のいずれも応募可
- ※冷蔵・冷凍管理を要する商品、会場内での調理・加工を伴う商品は対象外とする。

##### (2)食品表示および法令遵守

- ・食品表示法、食品衛生法、景品表示法等の関係法令を遵守していること
- ・一括表示(名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造者等)が適切に表示されていること
- ・アレルギー表示を含め、消費者に誤解を与えるおそれがないこと

##### (3)衛生管理・品質管理

- ・製造・保管・出荷において、適切な衛生管理および品質管理が行われていること
- ・賞味期限および保存方法が商品特性に照らして妥当であること
- ・第三者が販売を行うことを想定し、安定した品質での供給が可能であること

##### (4)その他

- ・応募商品に関し、知的財産権等の権利侵害がないこと
- ・主催者が必要と認めた場合、食品表示内容や商品仕様等の確認・調整を行う

#### 5. 応募(申請)について

##### (1)応募点数

1 事業者あたり最大 2 商品まで応募可能とする。

##### (2)応募期間

令和 8 年 4 月 27 日(月) ~ 令和 8 年 6 月 30 日(火)

##### (3)応募方法

主催者が指定する専用応募フォームより申請すること。応募の際は、以下の情報を提出する。

###### 【提出内容】

- ・事業者情報
- ・商品情報(商品名、価格、内容量 等)
- ・商品写真(パッケージ・中身が分かるもの)
- ・商品コンセプト・ストーリー

※提出された情報は、審査および広報素材作成の参考資料として使用する。

## 6. 審査・選定について

### (1) 審査方法

提出された応募内容に基づき、主催者による書類審査を行う。応募状況に応じて、有識者等の意見を踏まえた選定を行う場合がある。

### (2) 審査基準

以下の観点から、総合的に評価を行う。

#### 【商品性】

- ・見た目が魅力的で、手に取りたくなるか
- ・観光客、来訪者にとって分かりやすい商品か

#### 【ストーリー性・地域性】

- ・豊田市ならではの背景や物語が感じられるか
- ・「クルマのまちとよた」を想起させる要素があるか

#### 【土産品としての適性】

- ・価格帯、内容量が適切か
- ・複数購入、配布を想定できるか

#### 【福祉分野との連携】

- ・仕入、生産、出荷、配送いずれかの工程での福祉関係事業者との連携があるか

#### 【市内事業者との連携】

- ・仕入、生産、出荷、配送いずれかの工程での市内事業者との連携があるか

#### 【商品構成のバランス】

- ・全体の商品ラインアップとして偏りがいないか

### (3) 選定区分について

審査結果により、以下の区分を設ける。

- ・優良商品
- ・一般販売商品

※区分により、プロモーションや売場での扱いが異なる場合がある。

### (4) 審査結果の通知

選定結果は、応募者に対し電子メール等で通知する。

※審査内容・結果に関する個別の問い合わせには応じない。

## 7. 販売条件

- ・販売は委託販売形式で行う。
- ・販売手数料は徴収しない。
- ・販売価格は事業者が設定し、主催者と協議のうえ決定する。
- ・商品の販売期間や陳列数は主催者が状況に応じ決定する。

## 8. 賞味期限・納品条件

- ・出品商品は、販売日時時点で賞味期限が2週間以上残っていることを原則とする。

- ・納品は原則として 2 週に 1 回程度とし、補充および簡易的な商品整理を行う。
- ・販売状況を踏まえ、主催者と協議のうえ納品数量・タイミングを調整する。

## 9. 売れ残り商品・引取りについて

販売期間終了時、または販売期間中に賞味期限切れ等により販売不可となった商品は、原則として事業者の負担により引取り対応とする。引取り・廃棄の判断については、主催者から事業者へ事前に連絡を行う。

## 10. 採択事業者への支援内容

### 【一般販売商品】

- ・特設ショップでの販売・展示

### 【優良商品】

- ・特設ショップ内での陳列配慮、商品アイキャッチ強化
- ・SNS、LP 等による商品紹介
- ・バイヤー等との商談機会の創出
- ・「とよたの手土産」ロゴ・シールデータの提供

## 11. スケジュール(予定)

募集締切:令和 8 年 6 月 30 日(火)

選定・通知:7 月上旬

販売準備・陳列調整:9 月中旬以降

特設ショップ販売:大会期間中の指定日(約20日程度)

振り返り・検証:大会終了後

## 12. その他

応募および出品に要する費用は、事業者の負担とする。本要領に定めのない事項については、主催者が別途定める。